

加須市大越処理区農業集落排水事業に係る 特定事業の選定について

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）及び加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針（平成18年加須市告示第89号）に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することが適切であると認める特定事業に選定するものである。

平成18年7月14日

第1 評価の結果

本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合（複数年一括発注方式）と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を9.4%程度縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等、定性的効果も期待することができる。

第2 評価の内容

1 評価の方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業の全期間を通じて市の財政負担の縮減が期待できること、または市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案し、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担見込額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

2 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業において、市が直接実施する場合（複数年一括発注）の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表1 市の財政負担見込額算定の前提条件

区分	市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
事業方式	従来方式（複数年一括発注）	BTO方式
財政負担額の主な内訳	設計費 建設費 維持管理費 運営費 地方債の償還金	建設委託料（設計費、建設費、事業者が準備した資金の償還金） 維持管理委託料（維持管理費、運営費） アドバイザー費用 モニタリング費用 地方債の償還金
共通条件	事業期間 平成18年度～平成36年度 ・民間事業者選定・施設建設期間 4年間 ・維持管理・運営期間 15年間 施設内容 汚水処理施設 1か所 管路施設 約2.4km （ただし維持管理は既設管路6.5kmを含む） 割引率 4% 物価変動を加味しない。	
資金調達に関する事項	国庫補助金 県交付金 受益者分担金 施設使用料 下水道事業債 償還年数28年 （据置期間5年含む） 償還方法 元利均等返済 一般財源	民間事業者の自己資金 国庫補助金 県交付金 受益者分担金 施設使用料 下水道事業債 償還年数28年 （据置期間5年含む） 償還方法 元利均等返済 一般財源
設計、建設、維持管理、運営費用に関する事項	農業集落排水施設の標準的な事業費を参考に設定した。	農業集落排水施設の標準的な事業費を参考に、市と民間事業者との適切なリスク配分に基づき、民間事業者の創意工夫により、市が直接実施する場合に比べて、より合理的、かつ効率的に事業が実施されるものと想定し、設定した。

3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合（複数年一括発注）とPFI事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合（複数年一括発注）の財政負担額を100とする指標により比較する。

表2 市の財政負担額の比較

市が直接実施する場合 (複数年一括発注)	PFI事業として実施する場合
100	90.6

4 PFI事業として実施することの定性的評価

(1) 効率的な事業の実施

市が直接実施する場合(複数年一括発注)は、工事発注や維持管理等の委託などに相当の事務量を要する。しかし、PFI事業では民間事業者の募集・選定に係る手続き等に事務量を要するものの、設計、建設、維持管理、運営という一連の業務を一括して民間事業者へ委託するため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、結果として費用の最小化を視野に入れた整備が可能となる。

また、併せて民間事業者の専門性や創意工夫が十分に発揮され、最適な維持管理・運営サービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、予め発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び民間事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 広範な公共サービスの提供

民間事業者が排水設備工事(宅内配管や宅内の水洗化等の工事)を管路施設工事と連携して行うとともに、施設使用者の負担軽減策に取り組むことにより、地域住民への包括的な公共サービスの提供が図れるほか、環境負荷の軽減、円滑な事業推進につながるものと期待される。